

## 環境・造園系専門職大学院認証評価手続規程

平成 24 年 3 月 3 日 制定  
平成 25 年 12 月 14 日 改正

### (目的)

第 1 条 本規程は、環境・造園系専門職大学院の教育活動等の適格認定に関する評価を行うために必要な、手続に関する事項を定めたものである。

### (認証評価の着手)

第 2 条 公益社団法人日本造園学会（以下、「学会」という）は、認証評価対象環境・造園系専門職大学院（以下、「受審校」という）から認証評価の申請を受けた時点から認証評価に着手する。

- 2 環境・造園系専門職大学院認証評価事業基本規程第 59 条の「正当な理由」とは、天災等の不可抗力により認証評価の実施が不可能な場合をいう。
- 3 学会の認証評価に要する期間は、別資料「環境・造園系専門職大学院認証評価スケジュール」記載のとおり、認証評価の着手から評価報告書の確定までに、不服申し立てがなされた場合を含めて 1 年 4 か月程度の期間を要することから、受審校は学会に対し、法令に基づき認証評価を受けるべき期限から 1 年 4 か月程度を遡った時点までに、認証評価の申請を行うものとする。
- 4 受審校は、理事会が認証評価に着手した日以降は、申請の取下げを行うことはできない。但し、学会が相当の事由があると判断した時は、受審校の申し入れにより、申請の取下げを認めることができる。

### (認証評価のプロセス)

第 3 条 学会の認証評価は、以下のプロセスを、別資料「環境・造園系専門職大学院認証評価スケジュール」に準じて行う。

- ①学会と受審校は、認証評価実施の全体的なスケジュールについて合意。
- ②審査委員会は、評価チームを設置し、受審校に通知。
- ③審査委員会は、受審校に自己点検評価項目を通知し、説明会を実施。
- ④受審校は、自己評価報告書を作成し、学会に提出。
- ⑤評価チームによる自己評価報告書の書面審査。
- ⑥評価チームは、自己評価報告書の書面審査結果を調査報告書（一次）にまとめ、受審校への質問事項と共に送付。
- ⑦受審校は、評価チームによる調査報告書（一次）に対する見解や質問事項への回答を学会に提出。
- ⑧評価チームによる現地調査を実施。
- ⑨評価チームは、書面審査、現地調査の結果をもとに、調査報告書（二次）を作成。

- ⑩審査委員会は、評価チームによる調査報告書（二次）、自己評価報告書、関連資料に基づき、評価を行い、これに基づき評価報告書（原案）を作成。審査委員会は、評価報告書（原案）を受審校に送付して意見を求める。
- ⑪審査委員会は、⑩の受審校からの意見への対応を検討の上、評価報告書（案）を決定し、公益社団法人日本造園学会理事会（以下、「理事会」という）に諮る。
- ⑫理事会は、審査委員会作成の評価報告書（案）を審議の上、評価報告書として確定し受審校へ送付する。
- ⑬学会は、不服申し立て手続き、評価報告書の確定、受審校への通知、文部科学大臣への報告及び公表を行う。その手続きの詳細は、次条以下で定める。

（不服申し立て手続）

第4条 受審校は評価報告書受領後20日以内に限り、学会に対して評価報告書の内容に関する不服申し立てを行うことができる。

- 2 前項の不服申し立ては不服事由を記載した書面を学会に送付することによって行う。

（専門職大学院認証評価提訴審議委員会による不服申し立ての審査）

第5条 専門職大学院認証評価提訴審議委員会（以下、「提訴審議委員会」という）は、受審校からの不服申し立てを審査し、提訴審議書を理事会へ提出する。

- 2 提訴審議書には、提訴審議委員会委員による審査の結論及び理由を記載する。
- 3 提訴審議委員会は、必要に応じ、自ら再調査を行い、もしくは評価チームに対して再調査を命ずることができる。
- 4 提訴審議委員会は、必要に応じ、受審校、評価員等からの意見聴取を行うことができる。

（理事会による不服申し立ての審理）

第6条 理事会は、提訴審議委員会の作成した提訴審議書を踏まえて審理し、受審校の不服申し立ての正否を判断する。

- 2 再評価は、改めて調査を行わなければ適正な評価を行うことができないことが認められる等、再評価の実施を必要とする特段の事情があった場合に限り実施する。
- 3 理事会は、必要と認めた場合には、提訴審議委員会に補充審査書の提出を求めることができる。

（審査委員会による修正評価報告書（案）の作成と理事会による審理）

第7条 審査委員会は理事会の再評価命令がなされた場合には再評価を行い、修正評価報告書（案）を作成する。

- 2 審査委員会は、前項の再評価のために必要と認めた調査を行うことができる。
- 3 修正評価報告書（案）の内容は、理事会の再評価命令の内容に拘束される。
- 4 理事会は、審査委員会の作成した修正評価報告書（案）について審理し、以

下の各号の結論を示して判断する。

- ①修正評価報告書（案）が適当であるとして承認する。
  - ②修正評価報告書（案）を修正する。
- 5 理事会は、前項の審理にあたり、必要と認めれば提訴審議委員会・受審校からの意見聴取を行うことができる。

（評価報告書の確定、受審校への送付並びに文部科学大臣への報告、公表）

第8条 評価報告書は以下の各号のいずれかによって確定する。

- ①理事会決定の評価報告書に対して、受審校が所定の期間内に不服の申し立てをしなかったとき
  - ②受審校が不服の申し立てをした場合
    - a 理事会が、不服申し立てを却下したとき
    - b 理事会が、評価報告書を修正したとき
    - c 理事会が、その再評価命令に基づく審査委員会の修正評価報告書（案）を承認または修正したとき
- 2 評価報告書には、第3条⑩の意見および第4条の不服申し立ての内容を付記する。
- 3 学会は、確定した評価報告書を文部科学大臣に報告する。
- 4 学会は、確定した評価報告書を受審校に送付する。但し、不服申し立てがなされなかった場合には、重ねて送付することを要しない。
- 5 学会は、確定した評価報告書を刊行物及び学会のWEBサイトに掲載する等の方法で公表する。

（改善報告）

第9条 受審校は、評価報告書を受け取り、指定された期日までに評価報告書に示された評価基準への適合または不適合に対する指摘等についての改善結果をWEBサイト等で公表し、学会に報告しなければならない。

（評価後の重要な変更）

第10条 受審校は、評価報告書の確定後、次の認証評価を申請する間に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を学会に通知しなければならない。

2 学会は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、受審校の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。

（年次報告書）

第11条 前条第1項に定めるほか、受審校は、教員組織、収容定員及び在籍者数、教育課程及び教育方法、修了者の進路及び活動状況等、学会が指定した事項についての年次報告書を学会に提出すること（様式は別に定める）。

(評価の周期)

第12条 受審校は開校の日から5年間以内に評価を受け、その評価の時期以後、5年以内ごとに評価を受けるものとする。

(評価基準の変更)

第13条 学会は、環境・造園系専門職大学院評価基準（以下、「評価基準」という）を定め、変更する際に、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その検討段階において案を公表すると共に受審校へ送付して、広く意見を求める等の必要な措置を講じる。

2 学会は、評価基準を変更したときは、変更後すみやかに受審校に通知する。

3 変更後の評価基準は、前項の通知のなされた年度の翌年度以降に受審校が作成する自己評価報告書にかかる認証評価に対して適用される。但し、受審校が同意した場合には、繰り上げて適用することができる。

(評価手数料等)

第14条 学会は、認証評価に関して受審校の負担する評価手数料等について、別に定める。

(公表事項及び変更事項の届出)

第15条 学会は、以下の各号に定める事項を学会のWEBサイトに掲載する等の方法により公表するとともに、これらを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出るものとする。

①名称及び事務所の所在地

②役員の氏名

③評価の対象

④評価基準及び評価方法

⑤評価の実施体制

⑥評価の結果の公表の方法

⑦評価の周期

⑧評価に係る手数料の額

(改正)

第16条 本規程の改正は、専門職大学院認証評価総務委員会の発議に基づき理事会で行う。

附 則

本規程は、平成24年3月3日を制定日とし、当学会が認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日を施行日とする。